

山岳及び高原に係る費用の利用者負担のあり方について 検討結果 報告書骨子（案） 概要

本概要は、骨子「原案」の概要である。報告書の骨子自体がなお未定稿であり、変更されることがある。

長野県地方税制研究会

1 検討の目的

課題として提起された、いわゆる「入山税」構想が適正な考えなのか精査することに加え、長野県の山岳・高原の魅力を高め、より多くの人々に長野県を来訪してもらうために、山岳・高原に係る費用と利用者負担との関係を検討し、利用者負担をどうすればよいか、考え方の整理と方向性の提示を行う。

2 「入山税」についての検討

いわゆる「入山税」の考え方は、山岳・登山にかかる行政において、標準的な水準を上回る行政サービスの利益と負担との関係が明白であり、したがって法定外の目的税として成立しうる。ただし、想定される4つの行政サービスのうち、山岳遭難救助は「入山税」の対象とされるべきではない。

(1) 山岳遭難救助について

山岳遭難救助という、国民の身体的安全に関わる行政経費については、その性質からして一般的な租税を用いて行うべきであり、国民の生命・身体に関わる行政経費と負担とを突き合わせて考える目的税的な考え方にはなじまない。

(2) 山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレについて

これら3つの行政サービスについては、多少の相違は認められるものの、登山者（利用者）の受益はおしなべて明白であり、かつ行政サービスを充実させる緊要度は高い。したがって「入山税」として利用者に負担を求めることは適正である。換言すれば、「入山税」を導入し、税負担に相応する水準で、これら3事業の充実を図ることが求められている。

なお登山道整備や山小屋トイレについては、地域ごとの固有事情や特性があるため、県単独で取り組むのではなく、市町村や山岳関係者と緊密な連携で行政の充実を図るべきである。また国に対してより積極的な関与を求めたり、財源措置を求めるなどの働きかけを行っていくことも必須である。

(3) 「山岳・高原の魅力を高める税」への拡張

長野県の全域に広がる山と高原の魅力を高めて来訪者を増やし、それを後世に引き継いでいくためには、登山者のみ、かつ標高の高い山岳部だけを対象とする「入山税」では役不足であり、場合によっては弊害を生む可能性も否定できない。「入山税」の課税根拠は適正であるが、行政サービスの一部のみを切り取って利益と負担を照合させると、ややもすると視野が狭く公平性を欠くことにつながりやすいからである。したがって「入山税」としての考え方を参考にして、利用者負担の対象をより広く、山岳・高原の自然環境・滞在環境から恩恵を受ける来訪者一般に求めることが考えられる。

特に長野県が今後、滞在型観光を推進しようとするのであれば、欧米で宿泊日数に応じて課税されている「滞在税」の考え方に従って「山と高原の魅力を高める税」を実施するのは理論的には十分に可能である。ただし、現実に課税を行うためには、山岳・高原の魅力を高め、それによって来訪者が増加する行政サービスが早急に策定され、実施されてゆくことが前提条件となる。「山と高原の魅力を高める税」の今後の課題は、税の仕組みではなく、対応する行政サービスの充実に存するのである。

3 今後の取組等

(1) 中長期的な方向性

長野県が世界水準の山岳高原観光地の地位を確保する際には、法定外目的税である「山と高原の魅力を高める税」を導入することは理論の上で十分に可能である。ただし、その場合には、慎重かつ十分な準備の時間が必要であり、市町村や山岳関係者、観光業者、地元住民のコンセンサスを得るために十分な協議と情報の開示が求められる。

(2) 短期の提案

長野県の魅力ある山岳・高原の環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、山岳・高原の環境保全に直ちに取り組むべきである。このため山岳・高原整備のための協力金等（任意の寄附）を実施するよう提案する。

山岳地域における協力金等の使途や徴収方法等の具体的な内容は、平成 26 年度に設置予定の『山岳環境連絡会』（仮称）において検討を進めていくことが妥当である。